⑤　入札保証金の金額、入札保証金に代わる担保に係る金額、又は保険会社との入札保証保険に係る保険金額が、入札金額（税込み。入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者

⑥　金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない場合

⑦　金融機関等の契約保証の保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない場合

⑷　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる事項のうち、契約保証金の金額は請負代金額の10分の３以上、前金払の金額は請負代金額の10分の２以内及び発注者より契約解除された場合の違約金は請負代金額の10分の３に相当する額とする。

⑸　違約金について

①　本契約に関し、請負者（共同企業体にあっては、その構成員）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は８条の２（独占禁止法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除命令勧告を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第13項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

エ　本契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

②　上記６の⑸の①のエに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した時は、請負者は発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の規定する期間内に支払わなければならない。

ア　上記６の⑸の①のイの規定に基づく課徴金の納付命令が確定し、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。

イ　上記６の⑸の①のエに規定する刑に係る確定判決において、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかにされたとき。

ウ　請負者が発注者に東海農政局競争契約入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③　請負者が上記６の⑸の①及び②の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑺　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までの追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合、追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む）は、入札を無効とする。

⑻　手続における交渉の有無　無

⑼　契約書作成の要否　要

⑽　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工作目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記５の⑵の②に同じ

⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記５の⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時までに当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒁　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。

③　書面の提出先　上記５の⑵の②に同じ

④　支出負担行為担当官は、上記６の⑭の①の説明を求められたときは、原則として上記６の⑭の①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

⒂　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準（案）」（電子入札センターホームページ http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⒃　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

⒄　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⒅　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年３月31日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。